

令和 7 年 事 業 計 画 書 1 年目

法人設立の日から令和 8 年 7 月 31 日まで

特定非営利活動法人スポーツのちから

1 事業実施の方針

- ・スポーツを通して子供から大人まで笑顔になれる地域コミュニティ作り、こどもたちの健全な心身の育成、多世代交流の促進を目指し、全ての人が生きる喜びを感じられるようなクラブ作りを目指す。
- ・事業内容をより多くの市民に知っていただくため、SNS・ホームページの開設準備を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)実施予定日時 (B)実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の支出予算額 (単位:円)
① スポーツ教室事業	佐賀市内の保育園・幼稚園にて野球普及活動 (野球体験会)	(A)2月～3月 (B) (C)3名	(D)未就学児 (E)20名	10,000円
① スポーツ教室事業	会員の確保	(A)年間 (B) (C)3名	(D) (E)	100,000円
① スポーツ教室事業	軟式学童野球交流大会	(A)10,5月 (B)市近郊グラウンド (C)10名	(D)小学生 (E)400名 (32チーム)	600,000円
① スポーツ教室事業	親子クラブ作り教室 クラブ紐通し体験	(A)8月 (B)佐賀県内 (C)3名	(D)小学生親子 (E)50組	750,000円
① スポーツ教室事業	スポーツ外傷の予防 ストレッチ講座	(A)1月 (B)市内体育館 (C)8名	(D)小学生から大人迄 (E)50名	20,000円
① スポーツ教室事業	軟式野球のリーグ戦 *中学生からシニアまで	(A)3月～7月 (B)市内グラウンド (C)5名	(D)左記記載 (E)350名	550,000円

② スポーツ指導者の 育成事業	今年度は実施しません	(A) (B) (C)		0 円
③ スポーツと健康に関 する調査研究事業	今年度は実施しません	(A) (B) (C)		0 円
④ スポーツと健康に関 する情報提供事業	今年度は実施しません	(A) (B) (C)		0 円
⑤ スポーツ施設の管理 運営事業	今年度は実施しません	(A) (B) (C)		0 円

令和8年度の事業計画書 2年目

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

特定非営利活動法人スポーツのちから

1 事業実施の方針

- ・スポーツを通して子供から大人まで笑顔になれる地域コミュニティ作り、こどもたちの健全な心身の育成、多世代交流の促進を目指し、全ての人が生きる喜びを感じられるようなクラブ作りを目指す。
- ・事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ポスター、チラシを作成して配布を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 支出予算額 (単位：円)
① スポーツ教室事業	佐賀市内の保育園・幼稚園にて野球普及活動 (野球体験会)	(A)2月～3月 (B) (C)3名	(D)未就学児 (E)20名	10,000円
① スポーツ教室事業	ポスター、チラシ作り	(A)年間 (B) (C)3名	(D) (E)	円
① スポーツ教室事業	親子クラブ作り教室 クラブ紐通し体験	(A)8月 (B) (C)3名	(D)小学生親子 (E)70組	1,150,000円
① スポーツ教室事業	軟式学童野球交流大会	(A)10,5月 (B)市近郊グラウンド (C)10名	(D)小学生 (E)400名 (32チーム)	600,000円
① スポーツ教室事業	軟式野球のリーグ戦 *中学生からシニアまで	(A)3月～7月 (B)市内グラウンド (C)5名	(D)左記記載 (E)350名	550,000円
① スポーツ教室事業	スポーツ外傷の予防 ストレッチ講座	(A)1月 (B)市内体育館 (C)8名	(D)小学生から大人迄 (E)50名	20,000円

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 支出予算額 (単位：千円)
②スポーツ指導者の育成事業	今年の実施しません	(A) (B) (C)	0 円
③スポーツと健康に関する調査研究事業	今年の実施しません	(A) (B) (C)	0 円
④スポーツと健康に関する情報提供事業	今年の実施しません	(A) (B) (C)	0 円
⑤スポーツ施設の管理運営事業	今年の実施しません	(A) (B) (C)	0 円

※定款第5条に「その他の事業」を定めていない場合は、表を削除

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2の(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。